

報告第18号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月1日提出

豊川市長 竹本幸夫

(総務部関係)

1	専決年月日	令和4年10月13日
	相手方	豊川市在住の40代男性
	損害賠償の額	53,900円
	概要	令和4年3月4日午後6時40分頃、豊川市国府町岡本5番3において、家屋調査中の職員が相手方敷地内の散水栓を踏み、当該散水栓とその配管が破損した。

(市民部関係)

1	専決年月日	令和4年9月28日
	相手方	豊川市在住の40代女性
	損害賠償の額	247,126円
	概要	令和4年8月24日午後1時10分頃、豊川市諏訪3丁目269番地先の県道交差点において、職員の運転する自動車相手方の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。

(産業環境部関係)

1	専決年月日	令和4年8月25日
	相手方	名福海運株式会社
	損害賠償の額	306,137円
	概要	令和4年6月16日午前9時40分頃、豊川市萩町中大田面117番22地先の県道交差点において、委託業務を行うため派遣された者の運転する自動車の荷台から落下した危険ごみ収集用のかごが相手方の運転する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。

(建設部関係)

1	専決年月日	令和4年9月15日
	相手方	豊橋市在住の50代男性
	損害賠償の額	14,984円
	概要	令和4年7月14日午前6時30分頃、豊川市萩町スカリ63番17地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。